

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

役員報酬の増額

Q : 今期思わぬ受注がとれたので相当利益があがります。そこで、臨時株主総会を開催して、役員報酬を増額しようと思いますが、税務上問題ありませんか。

A : 支給額は役員賞与となり、損金の額に算入することができません。

【解説】

法人税においては、役員報酬について、定款の規定又は株主総会の決議によって、あらかじめ定められた支給限度額に基づき規則的に支給される報酬で、その額が適正と認められるものは損金として算入し、適正と認められない過大部分の金額、並びに役員賞与は損金の額に算入しないこととされています。

そして、役員に支給した報酬が適正かどうかは、その役員の職務の内容、会社の収益、使用人給与の支給状況、及び同種同規模の会社の役員報酬等を総合的に勘案して判断されることとなります。おたずねのように期中途中で役員報酬を増額する場合には、その増額後の金額が適正かどうかで判断することとなりますが、その増額の理由も判断材料の大きな要因となります。

たとえば、定時株主総会で増額決議した役員報酬の差額分を期首まで遡及して支給するという場合であれば、その支給額は報酬として取り扱われますが、臨時株主総会により増額決議した役員報酬の差額分を期首まで遡及して支給するという場合には、利益調整とみられ、その支給額は賞与として取り扱われ、損金不算入となります。ご注意ください。

